



平成21年5月15日

各 位

会社名	大成建設株式会社
代表者名	代表取締役社長 山内 隆司
コード番号	1801
上場取引所	東証・大証・名証各一部
問合せ先	総務部株式室長 麻野 耕一
電話番号	03-3348-1111 (大代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第149回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 不動産信託受益権を取扱う場合に必要となる第二種金融商品取引業者登録が完了したことを受け、現行定款第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことにより、上場会社の株券は一斉に廃止され、株式等振替制度(株券電子化制度)により取扱われることになったことから、次のとおり変更を行うものであります。

- ① 当社の定款における株券の存在を前提とした規定や用語は不要となることから、所要の変更を行うものであります。
(現行定款第8条、第9条、第10条、第12条、第13条)
- ② 上記変更による条文削除に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿に関する事務については、決済合理化法の施行日の翌日から1年を経過する日まで取扱うため、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (条文省略)</p> <p>9. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、<u>信託受益権の保有及び販売、並びに不動産特定共同事業</u></p> <p>10.～16. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (現行どおり)</p> <p>9. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、<u>信託受益権の売買・売買の媒介・売買の代理・私募の取扱</u>い、並びに不動産特定共同事業</p> <p>10.～16. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株券の種類) 第12条 当社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日
平成21年6月26日

以 上